

国立大学法人東京外国語大学中期計画

(平成24年3月30日 文部科学大臣認可)

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

(カリキュラム・ポリシー)

科目のカテゴリ化とコース設計の充実により履修枠組みを構造化し、幅広い教養教育をもとに、高度な言語教育と学術専門分野教育によるダブルメジャー教育を行い、高度な言語運用能力と世界諸地域の文化と社会についての深い洞察力・知見を身につけた人材を養成する。言語教育においては、26専攻語の高度な言語運用能力の修得を履修の核とし、専攻語と関連の深い地域の文化・社会に関する地域科目の構造化を行う。学術専門分野教育においては、授業科目の体系化・構造化を行い、キャリア教育も含め、その専門性によって科目群を体系化する。教養教育においては、複合的領域の問題を題材にして、流動的な現代情勢に対応できる教養を身につけるため、多様性に配慮した体系化を行う。

(ディプロマ・ポリシー)

言語教育における教授(学習)水準確保と、専門教育における教授(学習)範囲の整備によって学位授与方針を明確にし、学士力を保証するとともに、ダブルメジャー教育の有効性の検証を不断に行い、必要に応じて、指導体制の見直し等の対策を柔軟に行う。

なお、本学の学士力を検証するにあたっては、大学改革の国際的動向の調査・研究を行う。

また、学士力を強化するために、専門教育を学ぶにあたって、必要とされる学術リテラシーの学習のために、新たに複数の教職員で教授する必修科目を開講する。

(アドミッション・ポリシー)

ディプロマ・ポリシーおよび、カリキュラム・ポリシーに従い、本学が想定する教育対象学生像を明らかにし、高等学校で習得すべき内容・水準を提示するとともに、本学や他大学における多様な入試制度の実施状況を調査・評価し、本学のアドミッション・ポリシーに相応しい入試形態を工夫する。

(成績評価)

学生の教育指導の過程において、多面的な観点から学習到達度の検証を組織的に行い、成績評価の厳格性を確保する。言語教育においては、言語の運用の能力について、外部の評価制度も活用しつつ、達成基準を明確化し、達成度を評価する。また、専攻語と関連の深い地域に関する教育においては、各地域の諸問題に対する総合的な理解についての達成基準を明確化し、達成度を評価する。学術専門分野教育については、文化と社会について

の理解力、問題の解決力と実践力、協働力について達成度基準を明確化し、達成度を評価する。教養教育については、総合的な思考力・対応力、社会適応力、社会的責任感について達成度基準を明確化し、達成度を評価する。更に、学生の留学の積極的な支援のため、専門教育や教養教育において、GPA換算の導入を行う他、留学先で取得した単位の認定基準を明確にする。

(外国語学部に関する特記事項)

外国語学部において、グローバル化する世界の動向を踏まえ、柔軟で可変的な地域設定を検討しつつ、現代的課題に対応するために、入学定員の再配置を視野に入れたカリキュラムの見直しを行う。

【大学院課程】

(カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー (円滑な学位授与の推進))

2009 (平成21) 年4月に地域文化研究科を改組し設置した総合国際学研究科において、総合国際学の理念の実現に必要な授業科目を拡充する。学位論文の執筆等に対する研究指導計画を策定するとともに、指導委員会による面接を通じて、複数の教員によるきめ細やかな指導を実施する。また、必要に応じて指導方法の見直しや教育課程編成の改善を行う。

標準修業年内の学位授与を促進する方策として、海外調査・研修による研究等を教育課程に取り入れる。

また、国際的な通用性・信頼性を考慮しつつ、国内外の他大学と連携して学位を授与する枠組みを構築する。

(アドミッション・ポリシー)

研究対象となる地域に関する言語・文化・社会、あるいは国際社会の政治経済システムについて、十分な基礎知識を習得している学生を受け入れるとともに、秋学期入学の導入も含めた入試方法全体の見直しを行う。

(成績評価)

成績評価基準における、科目群ごとの客観的な学習到達度を、より詳細に明示する。

(キャリアパス)

世界の言語、文化、社会に関する先端的な専門研究者及び高度専門職業人のための多様なキャリアパスを構築する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(適切な教員の配置)

教員組織一元化のメリットを活かし、学部・大学院のカリキュラム・ポリシーに応じた教員の配置を行う。また、主に語学教育において、留学生等を教育支援者として積極的に配置し、双方向型の学習を展開する。

(教育活動の質の改善のための方策)

少人数クラス、学習カルテを使用した履修設計の指導等による、よりきめ細やかな指導体制を構築する。

また、教員の教育活動評価、学生の授業評価結果、学習カルテを使用した指導等をFD活動に反映し、指導方法の改善や教材開発等の教育改善に還元する。

(教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策)

教育学習環境改善のための学術情報基盤の整備、ラーニングコモنزの構築等を通じ、学生サービスを充実させる。

(国内外の大学間連携の推進)

国内外のさまざまな大学・研究機関との間で、学生の派遣、共同授業、連携講座、単位互換など多様な形態による協力・連携を推進する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(学生支援のための方策)

優秀な学生が学業に専念できる条件を整えるため、奨学制度を含めた学生への経済的支援を拡充するとともに、心身ともに健全で充実した学生生活が送れるよう、心身の保健に関する医療面での支援を推進する。

また、学生がその個性と資質を十分に発揮し社会において自己実現を図ることができるよう、キャリア教育を推進し、就職支援体制を拡充する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(目指すべき研究の方向性及び重点的に取り組む領域)

世界諸地域の言語、文化、社会に関する学際的かつ先端的な研究活動推進のため、研究院においては、「世界諸地域の言語の個別研究の推進、多言語の対照研究を基礎とする言語理論の構築、ならびにそれらの成果の言語教育への応用」、「世界の諸文化、社会に関する個別的な研究の推進、および複合的、領域横断的な研究領域の開拓」に、アジア・アフリカ言語文化研究所においては、「アジア・アフリカを中心とした言語態、地域生成、文化の伝承と形成に関する基礎研究と情報資源科学」に重点的に取り組む。

(研究の水準・成果の検証に関する具体的方策)

研究水準・成果の検証システムとして、教員や研究プロジェクトに関する自己点検評価・外部評価を定期的に行う。

(成果の共同利用(学内・学外)ならびに公開に関する具体的方策)

研究活動の成果の学術書や論文としての公表、国際シンポジウム等研究集会の開催、基礎資料等の情報資源化等を行い、研究の成果を学内外の研究者と共有するとともに、社会にその成果を発信する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

(研究者等の適切な配置に関する具体的方策)

重点的領域への優秀な研究者の配置、プロジェクト研究推進のための外国人客員研究員の採用、任期付きポストやフェロー（客員）制度の運用等をとおして、研究者等の適切な配置を行う。

(研究環境の整備及び資金配分に関する具体的方策)

研究を積極的に推進するために、競争的資金の獲得につとめるとともに、研究戦略に基づく経費の配分や科学研究費補助金申請課題への資金支援等を行う。

(共同利用・共同研究拠点の研究実施体制等に関する特記事項)

アジア・アフリカの言語文化に関する国際的な研究拠点として、国内外の研究者を組織した国際的な広がりのある共同研究プロジェクトを推進する。

研究所の運営の基本的・長期的方針などの重要事項について外部委員へ諮問する運営委員会等の委員会において外部の意見を取り入れる体制を強化する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

(教育・研究成果の社会への公開・還元)

オープン・アカデミー等を中心に、大学教育を社会に開放することによって、本学の特性を生かした学習の機会を提供する。

(地域貢献・社会貢献)

国際化が進む日本社会において顕在化しつつある諸問題に対して、本学の特性を活かした様々な地域社会と連携した社会貢献事業を進める。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

【教育】

(海外留学、海外研修の推進)

学生に積極的に国際経験を積ませるために、グローバルなネットワークを構築する等、学生が海外留学、海外研究、海外インターンシップ等へ参加しやすくなるための様々な方策を講じる。

(キャンパス・グローバル化)

キャンパス・グローバル化を推進するため、留学生については、国際交流のための施設の充実、奨学制度を始めとする経済的支援体制等、各種支援体制を拡充する。

(日本語教育研究の世界的な拠点としての役割の強化)

日本語教育研究の世界的な拠点として、国内外のモデルとなる先進的な日本語教育の実践（大学及び大学院進学配置前の予備教育）および日本語教育者の養成（日本語指導教員派遣事業）、理論と実践において独自性をもつ日本語研究ならびに日本語教育学の推進、国内外の日本語教育機関への総合的コンサルティング機能の充実を行う。

【研究】

(基礎的・基盤的研究活動を通じた国際化)

アジア・アフリカ研究教育コンソーシアム（CAAS）等を中心に、世界諸地域における先端的・国際的な研究活動を推進する。

また、世界諸地域の現地語資料の収集・保存・情報化などの事業を推進し、地域研究の拠点化を進めるとともに、海外に設置したリエゾンオフィス等を活用し、国際的な研究活動を推進する。

【国際貢献】

(国際貢献)

日本及び国際社会において、国際協力に貢献する人材を育成し、国際的な活動を行う様々な分野へ送り出すとともに、本学の特性を生かした国際貢献を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(運営組織の効率的・機動的な運営に関する具体的方策)

将来構想や経営戦略等を審議する場として、本学が独自に設置した経営戦略会議を積極的に活用しつつ、教育研究評議会の効果的な運営を基礎として、学長・理事・副学長を中心に、機動的・戦略的な大学運営及び資源配分を行う。

(運営組織の合理的で責任ある体制整備に関する具体的方策)

学外からの意見を聴取し、社会的存在としてその責任を明らかにするとともに、学外有識者の識見を大学経営により直接に反映させるため、経営協議会を効果的に活用する。

(教育研究組織の編制・見直しのシステムに関する具体的方策)

経営戦略会議を中心に、責任ある教育研究体制の維持・形成を前提とし、国内外の高等教育改革の動向を総合的に勘案しつつ組織の整備を行う。

(女性教員、外国人教員への支援に関する具体的方策)

多数在籍する女性教員、外国人教員が、働きやすい環境づくりのための取組を推進する。

(人事評価システムの活用に関する具体的方策)

適切な人事評価を人員配置、昇格、昇給、手当等に反映させる。

(教職員の採用及び教員の流動性向上に関する具体的方策)

教職員の採用にあたっては、教育プロジェクト、研究プロジェクト型人事を拡充し、人事を流動化させる。

(大学職員の職能開発)

高度化・複雑化する大学業務に対応するために、体系的なSD（スタッフ・ディベロップメント）を実施し、事務職員の職能開発を行うとともに、PDCA（計画・実践・評価・改善）サイクルを確立し、業務運営を改善する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

（事務組織の機能・編制の見直しに関する具体的方策）

大学の戦略に即した事務体制の重点化を図り、必要に応じて組織改編を行う。

業務のアウトソーシング、事務の電算化、IT（情報技術）を活用した事務処理の簡素化等について、さらなる検討を進める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

（科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策）

経営戦略会議が中心となり、教育・研究の活性化を目的とした外部資金獲得のために、企画・立案を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

光熱水料及び物件費等、管理的経費の抑制を図り、経費を削減する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

本学の資産の運用状況を定期的に点検するとともに、有効活用のための具体的方策を実施する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための目標

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

点検・評価室を中心に、大学の諸活動に関する点検・評価を行い、必要に応じて改善を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

教育的情報や教員の活動に関わる情報、学術情報を広く、わかりやすく公開するため、多種多様な広報手段を充実させる。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

卓越した教育研究拠点の形成発展に向けて、留学生・外国人研究者のための国際交流施設の建設を含めた施設整備計画を推進する。

多言語・多文化空間を実現するとともに、安全で快適なキャンパス計画を推進する。

施設設備の利用状況の点検・評価を実施し、適切なスペース管理を行う。

施設設備の維持管理・保全計画を、継続的に実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

学生及び職員の安全管理・衛生管理・保健管理、就学・就労環境管理を推進する。

開かれたキャンパスとして、安全管理に関して、地域及び関連機関との連携を強化するとともに、海外での学生、教職員の安全についても配慮を怠らない。

また、情報セキュリティを確保・維持するためのセキュリティ対策を実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に反映するサイクルの構築を図るとともに、特に、業務監査の充実を図る。

国立大学法人法を始めとする各種法令遵守体制を構築する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

9億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが予想されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

なし

2. 重要な財産を担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
小規模改修	総額 78	国立大学財務・経営センター施設費交付事業費 (78百万円)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について22年度以降は21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備補助金及び国立大学財務・経営センター施設設備交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

世界的な教育研究拠点をめざす本学にふさわしい能力を持つ教職員を採用する。柔軟な人事制度を構築し、人事の流動化を図るとともに、年功序列型人事の弊害を除去して能力本位の昇任制度を構築する。また、教育研究のプログラムや人件費管理に配慮した中長期的な人事計画を策定する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 24,686 百万円
(退職手当は除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

なし

4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、府中キャンパスの整備事業に係る施設設備整備費、その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務に充てる。

(別紙)

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 22～平成 27 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	20,049
国立学校財務・経営センター施設費交付金	78
自己収入	14,429
授業料、入学金及び検定料収入	14,032
雑収入	397
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,018
計	35,574
支出	
業務費	34,478
教育研究経費	34,478
施設整備費	78
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,018
計	35,574

[人件費の見積り]

期間中総額 24,686 百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、平成 23 年度以降は平成 22 年度の人件費見積り額を踏まえ、試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人東京外国語大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。

・学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。

・学部・大学院の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）

の人件費相当額及び教育研究経費。

・附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。

・法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。

・教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要なとなる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成 22 年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成 22 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）

④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成 22 年度予算額を基準とし、第 2 期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)}$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数})$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha (\text{係数})\} \times \beta (\text{係数}) \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F(y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特異要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

I(y) : 特異要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するため

に必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α （アルファ）：大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.0\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β （ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金及び国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の実収入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」並びに「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成 22～27 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	35,496
經常費用	35,496
業務費	32,714
教育研究経費	6,696
受託研究経費等	1,014
役員人件費	380
教員人件費	18,874
職員人件費	5,750
一般管理費	2,688
減価償却費	94
収入の部	35,496
經常収益	35,496
運営費交付金収益	20,034
授業料収益	11,844
入学金収益	1,670
検定料収益	518
受託研究等収益	1,014
寄附金収益	4
財務収益	18
雑益	379
資産見返負債戻入	15

注) 受託研究経費等は、受託事業費、共同研究費、共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益、共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成 22～27 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	36,050
業務活動による支出	34,934
投資活動による支出	640
次期中期目標期間への繰越金	476
資金収入	36,050
業務活動による収入	35,496
運営費交付金による収入	20,049
授業料及び入学金検定料による収入	14,032
受託研究等収入	1,014
寄附金収入	4
その他の収入	397
投資活動による収入	78
施設費による収入	78
前中期目標期間よりの繰越金	476

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付金事業にかかる交付金を含む。

別表（収容定員）

平成 22 年 度	外国語学部	3,040 人
	地域文化研究科	40 人
	〔 うち 博士後期課程	40 人 〕
	総合国際学研究科	376 人
平成 23 年 度	〔 うち 博士前期課程	296 人 〕
	博士後期課程	80 人
	外国語学部	3,040 人
	総合国際学研究科	416 人
平成 24 年 度	〔 うち 博士前期課程	296 人 〕
	博士後期課程	120 人
	外国語学部	2,295 人
	言語文化学部	370 人
平成 25 年 度	国際社会学部	375 人
	総合国際学研究科	416 人
	〔 うち 博士前期課程	296 人 〕
	博士後期課程	120 人
平成 26 年 度	外国語学部	1,550 人
	言語文化学部	740 人
	国際社会学部	750 人
	総合国際学研究科	416 人
平成 26 年 度	〔 うち 博士前期課程	296 人 〕
	博士後期課程	120 人
	外国語学部	775 人
	言語文化学部	1,125 人
平成 26 年 度	国際社会学部	1,140 人
	総合国際学研究科	416 人
	うち	
	〔 博士前期課程	296 人 〕
	博士後期課程	120 人

平成 27 年 度	言語文化学部	1,510 人
	国際社会学部	1,530 人
	総合国際学研究科	416 人
	うち	
	（ 博士前期課程	296 人
	博士後期課程	120 人
	）	